

平成22年 6月28日

総合紛争解決センターにおける医療ADR

公益社団法人総合紛争解決センター運営委員会委員

弁護士 北川和郎

1 総合紛争解決センターについて

(1) 総合紛争解決センターの組織等について

① 大阪府下の士業団体，社会福祉士会，消費者団体，経済団体，地方公共団体等が参加して設立した同名の公益社団法人が運営するADRであり，各参加団体の多様な専門性を生かして，ここだけで医療紛争を含むあらゆる種類の民事紛争を扱うことができるようにした「総合型ADR」である。

② 経緯

平成21年 1月 一般社団法人総合紛争解決センター設立

同 年 3月 ADR機関「総合紛争解決センター」運営開始

同 年 9月 公益認定（大阪府 第1号）

同 月 ADR認証（認証番号 第43号）

③ 事業の運営

総務部会，事業運営部会，広報部会，研修部会からなる運営委員会と財務委員会によってADR事業が運営されている。

④ 参加団体

大阪弁護士会

大阪司法書士会

大阪土地家屋調査士会

(社)大阪不動産鑑定士協会

大阪府行政書士会

(社)大阪府宅地建物取引業協会（以上，正会員）

日本公認会計士協会近畿会

(社)大阪府建築士事務所協会

(社)大阪社会福祉士会

大阪府社会保険労務士会

(社)大阪府建築士会（以上，準会員）

近畿税理士会

特定非営利活動法人消費者ネット関西

全大阪消費者団体連絡会

(社)消費者関連専門家会議西日本支部

特定非営利活動法人消費者情報ネット（以上，賛助会員）

大阪府

大阪市

堺市
東大阪市（準会員）
大阪府市長会

(2) 総合紛争解決センターの事業について

① 事業の対象は、和解あっせん手続及び仲裁手続である。

② 手続実施の方法

全件3名の和解あっせん人が担当する。

3名の内訳は、弁護士である和解あっせん人と各紛争類型に応じた専門性を有する和解あっせん人2名の合計3名である。なお、医療事件については後述する。

③ 申立件数（平成22年5月31日現在）

ア 平成20年度（同年3月のみ）	2件
イ 平成21年度（同年4月から同22年3月まで）	132件
ウ 平成22年度（同年4月から5月まで）	30件

④ 事件の概要

ア 事件の種類としては、不動産売買や賃貸、請負、貸金、その他の契約紛争、不法行為、労働、家事、会社、相隣関係等多岐にわたっているが、不法行為（交通事故、医療事故等）関係の件数が比較的多いようである。

イ 代理人の選任された割合は低く、7割弱の事件において双方とも代理人が選任されておらず、申立人だけに限定すれば、9割以上が代理人が選任されていない。

ウ 終了原因については、成立したものが3割強、不応諾が3割弱あり、その余は不成立である。

2 総合紛争解決センターにおける医療事件について

(1) 総合紛争解決センターにおいては、医療事件についても、総合紛争解決センターの専門分野の1つとして実施している。

(2) 専門的知見の担い手

ただし、現時点においては、医師関係の団体の参加がないことから、この分野の専門家としては、医療事件に習熟した弁護士をもって、専門家として扱っている。なお、この点については、今後、医師ないしその団体が当センターに参加することが望ましいと考えており、大学病院等に参加を働きかけているところである。

(3) 和解あっせん人

その関係で、医療事件における和解あっせん手続については、和解あっせん人の構成を、専門性を有する医療事件に習熟した弁護士2名と弁護士又は司法書士1名の合計3名で事件を担当することとしている。

医療事件に習熟した弁護士は、専門的知見の利用という趣旨であれば、1名で足りるのではないかとも思われるが、東京3会方式と同様、医療側の代理人として多数の医療事件を手がけた弁護士と、患者側の代理人として多数の医療事件を手がけた

弁護士を1名ずつとしている。これは、これらの弁護士に医療側や患者側の利益代表をさせようというのではなく、この手続が医療側寄りでも患者側寄りでもないことを確保するための制度的な措置であり、患者側も医療側も安心して手続に参加できるようになることを期待している。

なお、将来的に医師が参加することになれば、和解あっせん人として参加してもらうことを考えている。

(4) 申立件数

ア 平成21年度（同年4月から同22年3月まで）	4件
イ 平成22年度（同年4月から5月まで）	4件

(5) これまでの事件の状況

① 本人申立ての割合

これまでの8件の申立ては、いずれも代理人なしの本人申立てであり、100%であった。一般市民にとって、医療事件のハードルも相当低くなったものと思われる。

なお、相手方（いずれも医療側である。）の代理人選任率は50%である。

② 応諾の状況

回答待ちの2件を除く6件のうち1件が不応諾であっただけで、他は応諾があり、83%となった。ちなみに、不応諾の1件は、申立人、相手方の双方に代理人がいない事件であった。

③ 終了原因の状況

終了した事件は4件であるが、その内訳は、成立1件、不成立1件、申立ての取下げ1件、不応諾1件であった。今後は、成立割合の向上が課題となろう。

手続の流れ

和解あっせん人が、
事実関係・事情をお聞きし、
解決へ向けて調整を図ります。

和解成立

ご注意
相手方が手続に
応じない場合は
終了となります。

**和解
不成立**
手続は終了となります。

争点を明らかにし、事業によっては
証人の尋問、現場の検証、
専門家（鑑定人）の意見を聴くなどします。

和解成立
和解による解決が導出
できると思われる事案
については、調停手続
から和解をお勧めする
ことがあります。

仲裁判断

※解決した場合、成立手数料・費用を
当事者双方で分担して納付して頂きます。

お問い合わせ先

総合紛争解決センター

06-6364-7644
(お問合せ時間 平日午前9:00～午後5:00)
<http://www.soufun.or.jp>



交通手段

- ・近鉄中之島線「本にわか橋駅」下車、出口(1)から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車、1番出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北新橋」下車、26号階段から徒歩約7分
- ・京阪東線「北新橋駅」下車、徒歩約15分

次の団体の協力により運営しています

- 大阪弁護士会 大阪司法書士会
- 大阪土地家屋調査士会
- (社)大阪府不動産鑑定士協会
- 大阪府行政書士会
- (社)大阪府宅地建物取引業協会
- 日本公認会計士協会近畿会
- (社)大阪府建築士事務所協会
- (社)大阪社会福祉士会
- 大阪府社会保険労務士会
- 近畿税理士会 (社)大阪府建築士会
- 特定非営利活動法人消費者ネット関西
- 全大阪消費者団体連合会
- (社)消費者関連専門家会議西日本支部
- 大阪府 大阪市 堺市 大阪府市長会

(平成21年3月現在)

総合紛争解決センター

和解あっせん手続

和解あっせん人を
選任します。

- 相手方に、出席する
よう勧めます。

センターから
当事者双方に
次の通知をします

- 和解あっせんの期日と
場所(第1回目)の氏名。
- 和解あっせんの氏名。
- 和解あっせんの手続概要。

仲裁合意

和解あっせん手続の内容・進行によっては
仲裁手続へ移る場合があります。

仲裁手続

仲裁人を
選任します。

- 相手方に、出席する
よう勧めます。

センターから
当事者双方に
次の通知をします。

- 仲裁の期日と場所
(第1回目)の氏名。
- 仲裁人の氏名。
- 仲裁の手続概要。

ご注意
仲裁合意書の
提出が必要です

一般社団法人
総合紛争解決センター

ズバリ！お答えします！

Q&A

Question 総合紛争解決センターって？ Answer

裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加している裁判外紛争解決機関(ADR)です。司法関係者にとどまらず、紛争の内容に応じ、それぞれの分野の専門家が、和解あっせん人、仲裁人として関与することにより、公正、迅速、低費用で解決を得られることを目指します。

Q1

Question どのような紛争に利用できますか？ Answer

民事上のあらゆる紛争の解決に利用できます。たとえば、次のとおりです。

- 金銭貸借に関する問題
- 交通事故に関する問題
- 消費者問題
- 不動産・住宅に関する問題
- 建築紛争に関する問題
- 相続に関する問題
- 近隣に関する問題
- 境界問題
- 労働問題
- 離婚・親子間の問題
- 医師紛争問題
- 福祉に関する問題
- 高齢者・障がい者に関する問題
- 知的財産に関する問題
- 知的財産に関する問題 など

Q2

Question 手続の内容は？ Answer

「和解あっせん」と「仲裁」という、2つの手続があります。
「和解あっせん」とは、和解あっせん人が、当事者双方から、事情、意向を聴取し、専門的知識を活用することにより、当事者が公正かつ迅速に和解できるよう支援する手続です。
「仲裁」とは、当事者間の合意に基づいて、仲裁人が裁判官のように最終的な判断をするという、いわば民間裁判所です。

Q3

どちらの手続も、非公開で行われますので紛争の内容が外部に漏れる心配はありません。



Question 総合紛争解決センターって？ Answer

裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加している裁判外紛争解決機関(ADR)です。司法関係者にとどまらず、紛争の内容に応じ、それぞれの分野の専門家が、和解あっせん人、仲裁人として関与することにより、公正、迅速、低費用で解決を得られることを目指します。

Q1

Question どうやって申し立てるの？ Answer

総合紛争解決センター事務局(大阪弁護士会館内)で受付をします。
本人で申し立てができますし、専門家がお手伝いをすることも可能です。
詳しくは、お問合せ時間内(裏面のとおりに)にお電話ください。

Q4

Question 解決までの時間は？ Answer

事案にもよりますが、相手方が手続に応じた後、3回程度(3か月程度)で解決するよう努力いたします。

Q5

手数料のご案内

申し立てのときの手数料
一律 **10,500円** (税込)

※申立手数料は紛争額にかわりません。

少額紛争で
お悩みの方に
朗報！

解決した時の手数料
一例) 紛争解決額100万円未満で
一律 **15,750円** (税込)

和解が成立した場合、又は仲裁判断がなされた場合は、下の表を基準に、申立人・相手方のそれぞれの負担額を決めます。

紛争解決額	標準額 (税込)
0~100万円未満	15,750円
100万円以上~200万円未満	21,000円
200万円以上~500万円未満	31,500円
500万円以上~1,000万円未満	52,500円

事案により、成立手数料を30パーセントの範囲で増減する場合があります。

紛争解決額が1,000万円以上の場合は、お問い合わせ下さい。